



事務局ニュース No.59

佐久市取出町 183 TEL 62-1786



旧年中はお世話になり、誠にありがとうございました。

本年もセンターの発展のため、皆様のご指導ご協力を賜り

頑張ってもらいますので よろしくお願ひ申し上げます。 事務局一同

～草刈作業等における使用料（機械損料他）の支払区分変更について～

これまで、草刈作業等における機械損料他は、配分金とは別に立替材料費としてお支払いしてきました。このことは、発注者への請求書にも「配分金とは別に機械代が記載され、内容が分かり易い」といった利点があり実施してきていたものです。

しかしながら所得税の観点からすると、会員さんの配分金である雑所得は、総収入から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっており、必要経費の計上が難しい場合には、「家内労働者等の必要経費の特例」として同額の55万円を控除できることになっています。このことから、配分金と別に機械損料等を分けるのではなく、配分金に含め計上することが適当であり、については従来 방식을改め、配分金に含みお支払いする方式へと変更させていただきます。（「木材を購入した」「〇〇をレンタルした」等の立替材料費については、従来通り立替材料費表示に変更はありません）実施につきましては、令和6年4月から執り行いますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。



～配分金の確定申告について～

会員の皆様に支払われる配分金は、「所得」のうちの雑所得（公的年金等以外の雑所得）となります。この1年間の配分金収入に係る『配分金支払証明書』は、令和6年1月下旬にお送りいたしますので、申告期間中の対応をお願いします。（派遣就業の皆様は、長野県シルバー人材センター連合会から『給与所得の源泉徴収票』が送られます）ご不明な点がございましたら、各市町税務課までお問い合わせ下さい。

ひとことメモ

「確定申告」とは、1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する所得税を計算し精算する手続きを指し日本は所得税の納税に「申告納税制度」を採用しているため、国民自身で納税額の計算から納税までの手続きをしなければなりません。



地域懇談会を開催します

- 2月 8日(木) 望月・浅科
- 2月 13日(火) 中込
- 2月 19日(月) 野沢
- 2月 20日(火) 小海町
- 2月 22日(木) 白田
- 3月 8日(金) 佐久穂町
- 3月 12日(火) 浅間・東

詳細については、地域班長さんを通じて後日ご連絡しますので皆様ご予定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

